

## 広島県の取組

### ①勤務状況

- 勤務形態：非常勤職員※平成26年度から配置（兼業可）
- 勤務日数：月20日間
- 勤務場所：西部こども家庭センター（中央児童相談所）  
※他の児童相談所からの法的業務に関する相談にも対応している。  
※平成28年8月より東部子ども家庭センターにも弁護士（非常勤）を配置

### ②業務内容

- 職員からの法律相談（面談・電話等で随時）
- 児童福祉法第28条措置、親権停止や未成年後見人選任の申立て等の法的対応
- 親権、養子縁組や個人情報保護等の法的業務に関する職員向け研修
- 援助方針会議や警察等関係機関との会議への出席
- 対応困難保護者との面接同席
- 一時保護への同行

### ③弁護士配置のメリット

- 弁護士が常に児童相談所に配置されていることで、職員が日常業務の中で気軽に相談できる。
- 児童相談所の業務内容を熟知した弁護士から実態を踏まえた、より具体的な助言を得られる。（法的措置を見据えたケースワークの助言）
- 援助方針会議等への出席により、援助方針の検討段階で法的な問題点の整理が可能。
- 裁判所、捜査機関等の法的な機関との連携が強化される。

### ④弁護士を配置した理由

- 職権による一時保護や児童福祉法第28条に基づく施設入所措置を行った子どもの保護者等が弁護士を通じて書類開示等を求める事例が増加し、法的判断に即時性が求められてきたため。
- 法的な対応を要するケースについては、職員の不安を取り除く必要がある場合が多く、弁護士を配置することが、職員のメンタルヘルスの観点からも有用であると考えられたため。

# 平成28年10月以降に児童相談所に弁護士を配置した事例

## 北海道、岡山県、徳島県、千葉市の取組

### ① 弁護士配置前と配置後の状況

自治体名 (児童相談所の数)	配置前	配置後
北海道 (8カ所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>法的相談が必要な事案発生の都度、契約弁護士に相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常勤弁護士を中央児童相談所に2名、その他の児童相談所に各1名配置(7カ所)</li> <li>勤務日数: 月1日</li> </ul>
岡山県 (3カ所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士に適宜法的相談を依頼(月1~2回程度)</li> <li>専門家で構成される児童虐待防止等専門サポートチーム(児童相談所スーパーバイズ機能強化事業)の弁護士(委員委嘱)に、適宜法的相談・助言を依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>9月までの相談体制に加え</li> <li>非常勤弁護士を中央児童相談所に1名配置</li> <li>※その他の児童相談所へは出張により対応</li> <li>勤務日数: 月1日</li> </ul>
徳島県 (3カ所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約弁護士による2ヶ月に1回の法的相談を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常勤弁護士を中央児童相談所に3名配置</li> <li>勤務日数: 中央児童相談所に月4日 その他の児童相談所に月2日</li> </ul>
千葉市 (1カ所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>弁護士事務所と委託契約を締結し、2~3ヶ月に一度法的相談を実施</li> <li>その他必要に応じて法的相談を依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常勤弁護士を1名配置</li> <li>勤務日数: 週1日</li> </ul>

### ② 新たに弁護士を配置したことによるメリット

- 法的相談が行いやすくなった。また、専門的な助言を得られることで、業務を行う上で職員が「安心感」を持てるようになった。(北海道)
- 従来の法的相談のみならず、子どもを中心とした支援のあり方について、より幅広く問題の整理の仕方や考え方について助言が受けられるようになった。(岡山県)
- これまで2ヶ月に1回程度であった法的相談が、中央児相は月4日、その他の児相は月2日になり、速やかに法的相談ができるようになり、児童相談所の法的対応能力が強化された。(徳島県)
- 法的相談が行いやすくなった。また、週1日勤務することで、速やかな法的相談が可能となり、児童相談所の法的対応能力が強化された。(千葉市)

### ③ 新たに弁護士を配置した理由

- 児童相談所の法的対応機能をより一層強化し、法的な対応が求められる事案についての的確な対応ができる体制を構築するため。(北海道)
- 児童福祉法の改正により、弁護士の配置又はこれに準ずる措置が義務化され、法的機能強化が求められたため。また、子どもへの支援を検討する上で、法的な知見を活用することが必要と考えたため。(岡山県)
- 法的判断や法的手続きを要するような指導困難なケースが増加し、迅速な対応が求められる状況において、法的な助言等が得られる弁護士の配置が必要と考えたため。(徳島県、千葉市)

# 要保護児童対策地域協議会での情報共有の取組（高知市）

## 1. 経緯

- 平成20年2月、高知県南国市で、内夫（31歳）の暴行による男児（11歳）の死亡事件が発生。

### 【事件の概要】

- ・ 平成19年2月（事件発生の前年）、児童相談所は、本児の通学先の小学校から「同じ服を着ている」、「内夫から木刀で叩かれた」等の虐待通告を受け、児童相談所、小学校及び警察署で協議。その時点では保護が難しいと判断し、在宅ケースとして対応。
- ・ 事件発生までの間、内夫から本児への暴力は継続。
- ・ 小学校担任が本児が自宅から閉め出されている状況等を確認し、児童相談所や警察と情報共有を行っていたが、一時保護等の危機感を持った対応に至らず。

- 関係機関における情報共有が不十分であったことを踏まえ、平成20年4月から、中央児童相談所及び県内の児童数の半分を占める高知市が虐待通告・相談等により受理した全虐待ケースについて、警察署、教育委員会等関係機関と情報共有を行う取組を実施。

※ 平成27年度まで中央児童相談所主催の会議で実施していたが、平成28年度より高知市要保護児童対策地域協議会で実施。

## 2. 取組の概要

- 高知市要保護児童対策地域協議会の「新規ケース連絡会」で、中央児童相談所及び高知市が前月に新規に受理した全ての虐待通告・相談ケースについて、資料（※別紙参照）を提供して関係機関と情報共有を実施。

※ 1か月に1回実施。

※ 主な出席者は、中央児童相談所、高知県教育委員会、高知市（子ども家庭支援センター、母子保健課）、高知市教育委員会、警察署等

※ 中央児童相談所及び高知市合計で毎月30人～60人程度の新規受理ケースを情報提供。

※ 以前から支援を継続中のケースの把握については「実務者会議」で別途実施。

※ 警察の事件化の判断は、児童相談所等関係機関の意向も十分に踏まえた上でなされることから、中央児童相談所及び高知市において警察との緊密な情報共有を行っている。

- 他の関係機関は、中央児童相談所及び高知市から提供されたケースについて関連情報を保有している場合は、「新規ケース連絡会」で情報交換を行う。

※ 「新規ケース連絡会」は関係機関における虐待ケースの早期の情報共有を主な目的としており、具体的な支援の内容に係る協議については、「個別ケース検討会議」で実施。

## 平成28年虐待通告（相談）受付台帳[4月分]（高知県中央児童相談所）

※ 実際の会議資料を参考に作成。

No	通告受理 年月日	担当	児 童							住 所		保 護 者	虐待認定(最新)					備考
			児童 氏名	生年月日	年 齢	通 告 時 年 齢	性 別	就 学 状 況	学 年	市 町 村	住 所	保 護 者 氏 名	主 た る 虐 待 者	虐 待 者 氏 名	虐 待 者 生 年 月 日	主 た る 虐 待 種 別	ラ ン ク	
1	H28.3.1	〇〇	〇〇	HO.O.O	13	13	男	〇〇中	中1	高知市	〇〇	〇〇〇〇	実父	〇〇〇〇	HO.O.O	身体的	B	
2	H28.3.5	〇〇	〇〇	HO.O.O	8	8	男	〇〇小	小3	高知市	〇〇	〇〇〇〇	実父	〇〇〇〇	HO.O.O	性的	A	
3	H28.3.10	〇〇	〇〇	HO.O.O	2	2	女	〇〇保育 園	未就学	高知市	〇〇	〇〇〇〇	実母	〇〇〇〇	HO.O.O	心理的	C	
4	H28.3.15	〇〇	〇〇	HO.O.O	16	16	女	〇〇高	高1	高知市	〇〇	〇〇〇〇	実母	〇〇〇〇	HO.O.O	ネグレ クト	D	

平成28年4月の「新規ケース連絡会」では、前月分に受理した全ての虐待通告・相談ケースをリスト化して情報提供

※ 高知市（子ども家庭支援センター）も同様の様式で、全ての虐待通告・相談ケースを「新規ケース連絡会」に情報提供。

# 里親委託に関する取組①

(里親であることを公的に証明するとともに、里親への理解を広めるための「里親証明書」を発行する取組)

## 大分県をはじめとする複数自治体の取組

大分県をはじめとする複数の自治体において、児童相談所によって里親として登録（認定）されたことを、公的に証明するための「里親証明書」を発行する取組が行われている。

- 市役所において、委託児童の転入手続きや転校の手続きなどをする際、里親としての身分を証明することができず、関係性を確認するために、余計に時間がかかってしまったり、里親制度を理解してもらえなかったりするなどの事例が発生。

- 従来より、里親研修を修了した際には修了証書を交付することとされている。
- また、独自の取組として、里親として登録（認定）された際には、里親登録（認定）通知書を交付している自治体もある。
- しかし、これらは主にA4サイズの文書であることが多く、持ち運びには不便。

- 里親であることを公的に証明する「**里親証明書**」を発行することで、**市役所等における手続きが円滑に行えるようになった。**
- その際、**市販の名刺印刷用紙を活用してラミネート加工を施すなどし、持ち運びが便利な形態とした。**

【参考】様式例（各自治体からの情報をもとに、厚生労働省において作成）

<表>

### 〇〇里親登録（認定）証明書

氏 名  
生年月日  
住 所

上記の者は、児童福祉法第6条の4の規定に基づく里親として登録（認定）されている者であることを証明する。

登録（認定）番号 第 号  
登録（認定）年月日 平成 年 月 日  
有効期限 平成 年 月 日

平成 年 月 日 〇〇〇県知事 印

※サイズは名刺サイズなど、持ち運びしやすいサイズ

<裏>

(参考) 児童福祉法第6条の4

この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第27条第1項第3号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。

発行元 〇〇県〇〇局〇〇課  
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇  
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

## まとめ

- 「**里親証明書**」によって、**公的に里親であることを証明**することで、市役所や学校等において、里親が委託児童に関する手続きを行う際に、**里親と委託児童との関係性が理解されやすく、円滑に手続きを進めることができる。**
- **持ち運びしやすい形態とし、様々な手続きの場面で活用されることで、里親に対する社会の理解が広まり、里親制度の普及啓発にもつながる。**

## 里親委託に関する取組②

(里親会(当事者)が里親支援機関となり、ニーズに即した柔軟な支援を提供する取組)

### 横浜市：「(一社)こどもみらい横浜」の取組

横浜市では(一社)こどもみらい横浜(里親会)、乳児院、児童家庭支援センターが、それぞれの強みを活かした里親支援機関事業に取り組んでいる。中でも「こどもみらい横浜」では、里親当事者の望む支援を具体化する取組を進めている。

- 里親会の体制、里親支援機関としての展開を検討した結果、一般社団法人化し、当事者団体としての里親支援、家庭養護推進を目指すこととした。
- 養育里親、養子縁組里親、養子縁組成立後の親子等、家庭の状況や子どもの年齢はさまざま。
- 当初計画した「里親メンター(助言者)事業」(先輩里親が各里親宅を訪問して助言する里親支援)について、里親たちから「ベテラン里親より経験の近い里親に相談したい」という声が上がった。

#### ○会の基本理念

1. 育ての親及びこどものこころのよりどころとなり、居場所とする。
2. こどもの健やかな成長と自立の支えとなる会とする。
3. 育ての親及びこどもが相談でき、交流できる会とする。
4. 特別養子縁組・養育里親・親族里親等を区別することなく支え合う会とする。
5. 里親支援機関として、当事者団体の利点を活かした支援を行う会とする。

#### ○実施事業

1. 支え合い・共育事業
  2. 啓発・推進事業
  3. 交流事業
  4. 広報事業
  5. 研究事業
- ※一部を横浜市委託事業として実施

- 里親自身が里親に寄り添い支えるスキルを身につけるための【傾聴研修】を年間シリーズで実施し、「みんなで支え合う場」として地域ごとの【こどもみらいサロン】を開催。
- 会専属の臨床心理士を登用し、サロンに毎回参加して個別に養育相談に応じる取組の実施。
- 子どもも共に育つことを目指し、里親に対する研修時には子どもプログラム(ミニ遠足や施設見学等)を実施し、会の活動に子どもたちの参加を促す。これにより、「ちょっと大変そうだな」という子どもや里親の様子に気づき、里親相互でレスパイトなど具体的な支援につなげることができる。また、子どもたちにとっても大切な居場所ができる。
- 法定研修ではカバーできない里親の状況に応じた「課題別研修」を実施。未委託里親や養子縁組、子どもの年代別等、それぞれのニーズに応えつつ、里親が参加してよかったと実感できる場を作るとともにスキルアップを図っている。
- 当事者目線の調査研究事業を行い、里親や子どもたちのニーズをより具体的に把握し、今後必要な支援の提言につなげるなど、幅広く事業に取り組むとともに、里親会の活動の方向性を議論し、2015年には「こどもみらい横浜中長期ビジョン」を策定。

#### まとめ

里親支援機関を里親当事者が担うという強みを活かし、里親が孤立することなく「みんなで子育て」をするための居場所づくりと、里親が「今、求める支援」を柔軟に提供できる仕組みを作り、里親委託を促進。

世田谷区独自のリーフレットやメルマガ等による住民への周知



リーフレット

ひとり親家庭のためのメールマガジン配信サービス

- 配信 ● 毎月1日と15日の2回
- 内容 ● 相談、住宅支援、就労支援、子育て支援等

※区報・子育て応援アプリ・ツイッターも活用

窓口での面接・プログラム策定

相談者

プログラム策定員



母子・父子自立支援プログラム策定時には、プログラム策定員が、母子・父子自立支援員と協議し、相談者と三者で確認しながらプログラムを作成(ハローワーク等とも連携)。

【母子・父子自立支援プログラム策定事業】

プログラム策定員が児童扶養手当受給者(相談者)に面接し、生活状況や自立に向けた課題を把握する。その上で自立目標を設定し、個々のニーズに応じた生活支援や就業支援等の支援メニューを組み合わせたプログラムを策定して支援を行う事業。

現状の問題点

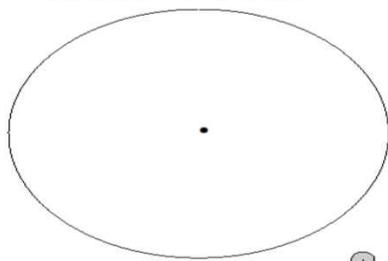
- ・現状では経済的支援と就業支援を中心とした自立支援にとどまり、母子が抱える健康問題や生活困窮への対応など総合的な支援にまで至っていない。
- ・ひとり親家庭の父母も子どもも自分の置かれた状況を客観的に評価する余裕がなく、今後の生活設計ができずにいることが多い。

親子ともに自分を知って今後のことを考えるための自立支援プログラムの開発

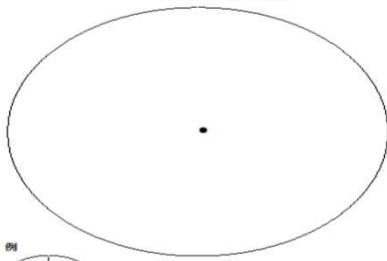
東洋大学と協働して自分のことを知って自立するためのツールとして「自立支援プログラム」を開発

様式第 号  
氏名 \_\_\_\_\_  
期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

～いま困っていること～



～つぎの目標～



- 項目
- ① 健康 ② 生活 ③ お金 ④ パートナー
  - ⑤ 地域での関係 ⑥ 子どもの育ち
  - ⑦ 子どもとの関係 ⑧ 就労について
  - ⑨ 親・兄弟などの関係
- ※ 自分に該当する項目を選んでください。

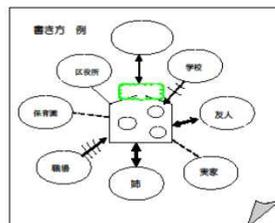
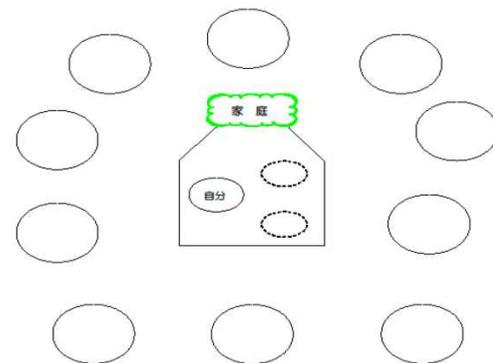


次回のふりかえり予定日 平成 年 月 日

※資料一部抜粋

様式第 号  
～いまの状況を知るためのシート～

氏名 \_\_\_\_\_  
作成日 \_\_\_\_\_



基本表記

- 濃い線 強い関係
- 普通線 普通の関係
- 薄い線 弱い関係
- ストロークのある線 ストレスのある関係
- 矢印の方向性 関係の方向性

あなたのまわりにいる人、施設などを自由に書いてください。  
例：子ども、保育園、友人、病院など

北九州市基礎情報(23'推計値)

・母子世帯:1.6万人 父子世帯:0.2万人

背景・課題

- ひとり親家庭などの保護者が就労していることで帰宅が遅くなるなかで、子どもがきちんと夕食をとれないあるいは孤食をする実態がある。

取組概要

- 平成28年10月から、ひとり親家庭など仕事等で保護者の帰宅が遅くなる家庭の子どもの孤食を防止し、居場所を提供するため、市民センターにおいて、地域や大学生等のボランティアによる学習支援、調理実習や食事の提供を行う事業を開始。

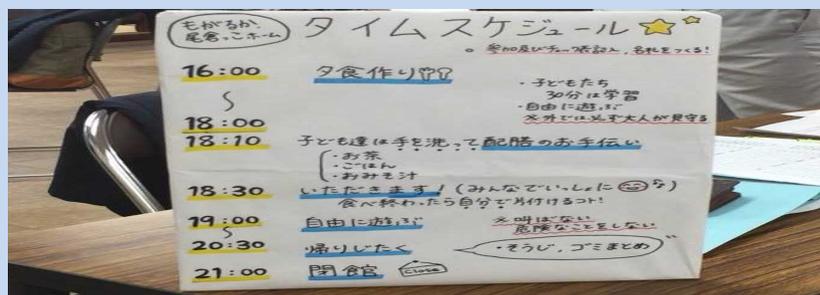
対象者	事業内容
仕事等で保護者の帰宅が遅くなる家庭等の小・中学生	○調理実習や温かい食事の提供 ○学習支援 ○生活習慣の習得支援・生活指導 ○工作等

実施場所・頻度・時間等

- ①尾倉市民センター「尾倉っ子ホーム」(毎週水曜) 17時～21時
- ②日明市民センター「日明げんきもりもりハウス」(毎週木曜) 17時～21時

委託団体

- ①尾倉：NPO法人等の4団体共同事業(フードバンクを含む。)
- ②日明：社会福祉法人グリーンコープ



衛生管理・アレルギー対応・安全対策

【事業開始前】

- 保健所における研修や、市の管理栄養士による現場研修

【事業開始後、随時】

- 市の管理栄養士による衛生管理、アレルギー対応、献立等の指導

実績(12/23)

	参加者	ボランティア
尾倉	23人	16人
日明	18人	7人

効果

- 自ら宿題に取り組むようになる等の学習習慣の定着
- 多くの大人と一緒に食事や学習、会話をすることによる孤食の防止および健全育成の推進
- 栄養バランスの取れた献立による好き嫌いの克服